

令和4年5月 日

芦屋町長
波多野 茂丸 様

芦屋港活性化推進委員会
委員長 内田 晃

芦屋港及び周辺機能等の活性化に関する答申書（案）

令和2年12月3日付2芦芦事第113号で本委員会に諮問のありました、「芦屋港及び周辺機能等の活性化」について、慎重に審議を重ねた結果、今後の事業推進に必要な「管理運営方法」、「既存港湾施設（1号上屋）利活用方法」、「港湾エリアの動線計画」の基本的な考え方をとりまとめましたので、別添のとおり答申します。

なお、今回の答申は、事業推進に必要な事項をとりまとめたもので、「芦屋港及び周辺機能等の活性化」に関しては、進捗状況に応じて必要な事項を引き続き審議していくことを申し添えます。

以上

芦屋港活性化推進委員会 答申書 別添

芦屋港及び周辺機能等の活性化に関する答申書（案）

令和4年5月 日

芦屋港活性化推進委員会

芦屋港活性化事業において、隣接する芦屋海浜公園と一体的な空間を形成し、芦屋町の観光振興に繋げるためには、芦屋海浜公園を含んだ芦屋港周辺での一体的な管理運営（エリアマネジメント）が重要で、その管理運営組織が、行政に頼ることなく自走化できるものになることが必要不可欠となります。

また、既存港湾施設（1号上屋）については、リノベーションによる賑わい創出や稼ぐ拠点として、施設整備や導入機能における考え方を取りまとめる必要があります。

さらに、芦屋海浜公園を含んだ芦屋港周辺での一体的な空間を形成するうえで、動線は非常に重要なものとなります。

このため、芦屋港活性化推進委員会では、エリアマネジメント専門分科会を設置し、最も効果的な管理運営方法や既存港湾施設（1号上屋）の利活用方法、並びに動線計画について、芦屋町の観光動向や民間事業者の参入意向などを踏まえた検討を行い、基本的な考え方をとりまとめましたので、下記のとおり答申します。

なお、今回の答申は、事業推進に必要な事項をとりまとめたもので、「芦屋港及び周辺機能等の活性化」に関しては、進捗状況に応じて必要な事項を引き続き審議していきます。

記

1 管理運営方法の考え方

- 芦屋港及び芦屋海浜公園のエリア全体をマネジメントする組織（以下「運営組織」という。）が必要であり、既存地域組織や地域に根差した関係者による組織形成を図る。運営組織は、芦屋町における稼ぐ力を向上させるため、法人格を有するものとする。
- 芦屋港及び芦屋海浜公園に新たに整備される施設及び既存施設の管理運営方法は、全て指定管理者制度とする。
- 全ての施設を一括して指定管理することを基本とし、運営組織が担うこととする。
- 指定管理者制度における指定管理期間は10年を基本とする。ただし、実現にむけては今後芦屋町において必要な協議調整を行うこととする。

2 既存港湾施設（1号上屋）の利活用方法

- 導入機能は、飲食、物販及び直売（加工機能含む）、観光案内及び観光オペレーション、サイクルステーションとする。また、その他の導入機能については、運営組織にて精査する。

- 施設整備は行政によることとし、福岡県と芦屋町にて協議を行い、整備方針の方向性を定める。なお、施設整備にあたっては、長期的な行政負担とならないことや施設解体も選択肢のひとつとして協議を行う。
- 管理運営方法は指定管理者制度とする。
- 福岡県と芦屋町との協議状況に応じて、整備内容を引き続き芦屋港活性化推進委員会にて審議する。

3 港湾エリアの動線計画

- 港湾エリアでは歩行者の安全を最優先とし、港湾エリア内県道の通過交通量の抑制を目指す。
- 既存道路の十分な安全対策を講じるために、今後、地元住民や警察など関係行政機関と十分な協議調整を行う。
- 動線計画は引き続き芦屋港活性化推進委員会にて審議する。